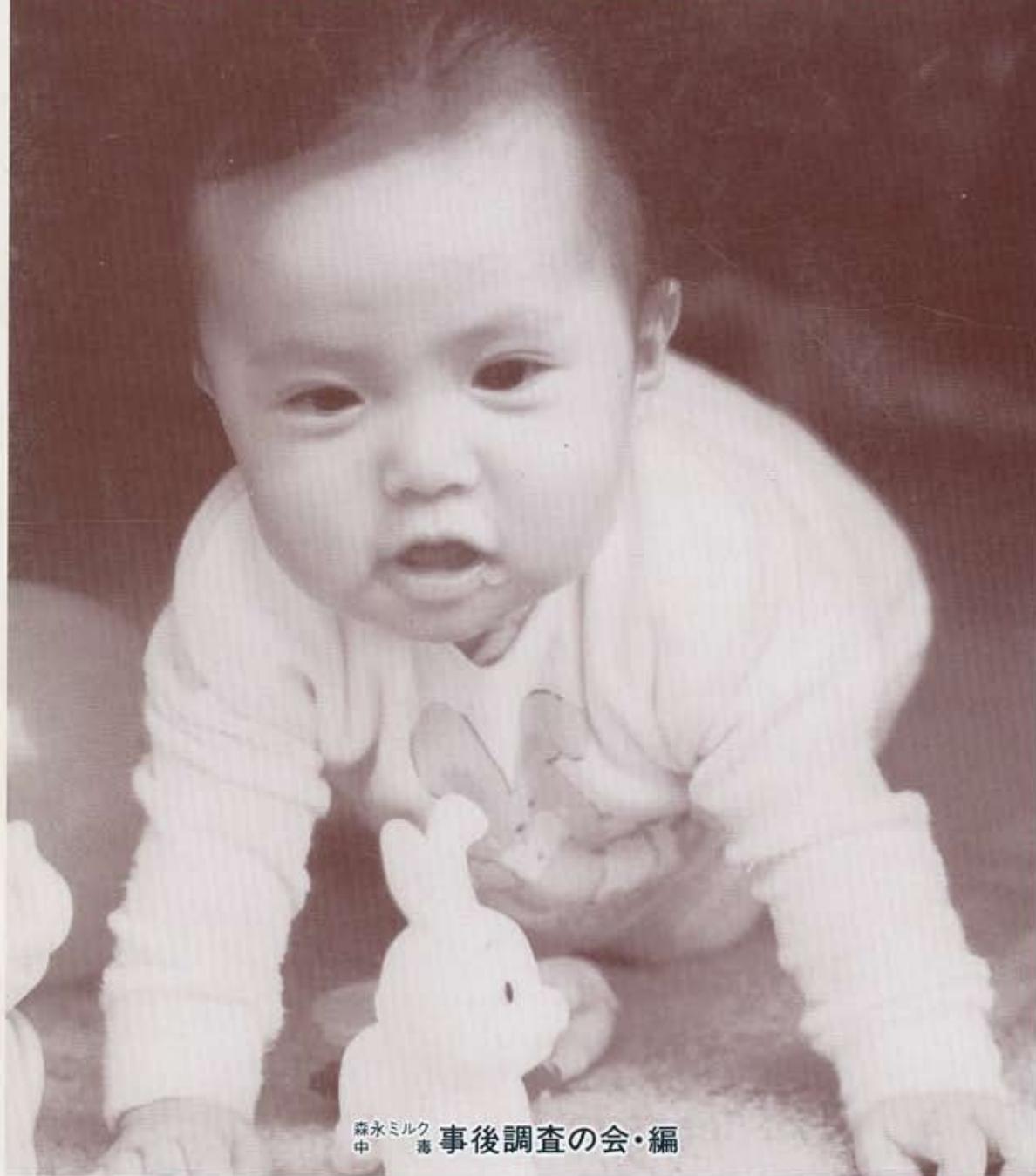


復刻版

14年目の訪問

森永ひ素ミルク中毒追跡調査の記録



森永ミルク
中 毒 事後調査の会・編

復刻版
14年目の訪問

森永ひ素ミルク中毒追跡調査の記録

森永ミルク
中 毒 事後調査の会・編

せせらぎ出版

「14年目の訪問」復刻版によせて

泣きながら、乳房を求めても、乳のでない母親は、店から買いミルクを飲ませた。

ところが、このミルクにヒソがはいていて、100人も1000人も乳呑み子の生命をうばい
とったり、きずつけたりした。

生きのびた子どもが中学校を卒業するころまで、その子たちや親たちはヒソのはいて
いたミルクのために苦しみ泣いたりした。

14年ものながい年月がつづいた。

こうした実状をあきらかにし、世に訴え、その加害の責任を世に問うたのが、いわゆる「14
年目の訪問」であった。

それは、今から20年も昔のことであった。

そのときの子たちは、いま33-34歳にもなり、親たちは年老いた。

いま、あらためて、そのときの記録「14年目の訪問」を復元して、世におくる。

その意味は、この記録を読む人が発見し、意味づけし、事態を知りつくし、明らかにで
きるようにと、その後の経過に関係のある参考資料を付録として、加えた。

こうした事件が忘れられようとしている時、あらためて、その意味を考えようとする
若い人たちのために、また、この事件を知らない人たちに知ってもらうために、さらに、
新しい生命を産み、育てる母親に、父親に、また子育てにかかわる仕事にたずさわる人た
ちに、育児・教育・保健などの事業に直接または間接にかかわる人たちに、とくに、食べ
ものや飲みものを生産し、加工し、販売する業にかかわる人たちに、この事件の歴史的社
会的意味を忘れないようにと、復刻版によせて、事後調査の会の一番の高齢者である丸山
博が、あえて一文をここにします。

1988年5月5日(こどもの日)

丸 山 博

総目次

“14年目の訪問”復刻版によせて	丸山 博	3
第1部 復刻版“14年目の訪問”		5
1969（昭和44）年9月		
第2部 “14年目の訪問”に取り組んで		103
14年目の訪問を終えて	保健婦有志「はばたけ」	106
〔初出「保健婦雑誌」第26巻第4号 1970（昭和45）年4月〕		
森永砒素ミルク中毒症追跡調査について	中川米造・飯淵康雄	112
〔初出「医学のあゆみ」第74巻第1号 1970（昭和45）年7月〕		
森永砒素ミルク中毒事件被災児のその後 —医学生の実習報告を主体として—	丸山 博	115
〔初出「日本医事新報ジュニア版」第101号 1971（昭和46）年4月〕		
住民とともに歩む一つの姿勢 —“14年目の訪問”をめぐって—	森永ミルク中毒事後調査の会	119
〔初出「保健婦雑誌」第28巻第4号 1972（昭和47）年4月〕		
不死鳥としてはばたく保健婦 —財団法人ひかり協会ができるまでの歩み—	森永ミルク中毒事後調査の会	151
〔初出「保健婦雑誌」第30巻第9・10号 1974（昭和49）年10月〕		

第3部 ひろがる波紋	193
森永ミルク中毒は裁く	
..... 大阪府職員組合衛生支部／森永ミルク中毒事後調査の会	195
〔初出「第13回自治研全国集会（1970年）報告集〕	
森永ミルク中毒事件とその「第三者」機関の公害史的意義	
..... 自治労大阪府職衛生支部公衆衛生研究所分会 富家 孝	203
〔初出「地研」第2巻第3号 1970（昭和45）年9月〕	
「森永ミルク中毒」（大阪府森永ミルク中毒対策会議機関紙）縮刷版	
第1号 1971（昭和46）年3月～第8号 1973（昭和48）年7月	220
「森永ミルク中毒」（全国森永ミルク中毒対策会議連絡協議会機関紙）縮刷版	
第1号 1973（昭和48）年11月～第2号 1974（昭和49）年8月	235
ひかり協会の歩みと今後の課題 —守る会の立場から—	
..... 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会副理事長 大槻 高	239
あ と が き	245

写真1～16の各写真は、今回複製版の編集に当って森永ミルク中毒のこどもを守る会、ひかり協会からご提供いただきました。ありがとうございました。

表紙の赤ちゃん、ありがとう——
 いつの世にもすべての赤ちゃんが
 健やかに生まれ育ちゆくことを願いつつ

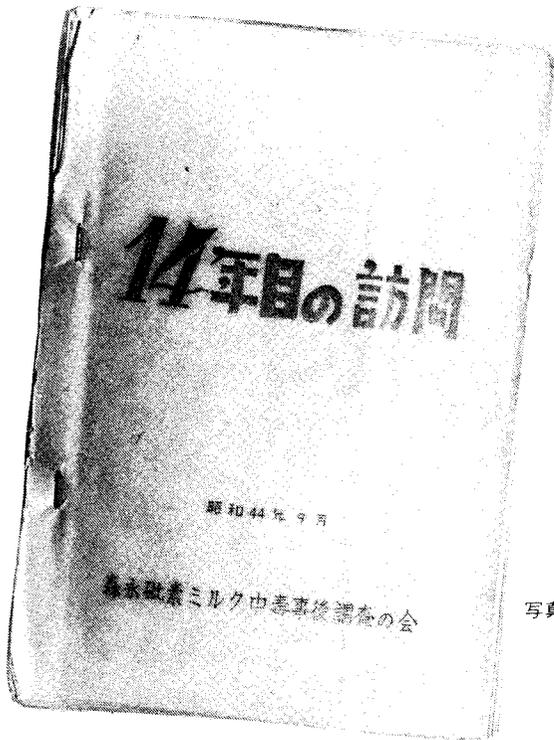


写真1



中毒発症以後の患者の泣き顔
つづいた(14年目の訪問)

4月10日発売

後遺症に泣く子どもたち

目立つ知恵遅れ
顔色悪く、疲れやすい

森永乳業

10人の例

「森永乳業」が製造した「森永粉ミルク」が、昭和44年10月19日に、東京府立小児科病院で初めて「森永粉ミルク中毒」の患者が報告された。以来、全国各地で患者が相次いで報告され、現在までに患者数は約100人に達している。この患者たちは、発症後、顔色が悪くなり、疲れやすい、目立つ知恵遅れなどの症状を呈している。この患者たちの多くは、森永粉ミルクを摂取していたことが判明している。森永乳業は、この患者たちの健康を心配し、調査を開始した。その結果、森永粉ミルクの製造工程に問題があることが明らかになった。森永乳業は、この問題を解決するために、製造工程を変更し、安全性を確保している。また、この患者たちの健康を回復させるために、森永乳業は、治療費を無料にしている。森永乳業は、この患者たちの健康を第一とし、誠実に対応している。森永粉ミルクの安全性を確保するために、森永乳業は、厳格な品質管理を行っている。また、消費者の健康を保護するために、森永乳業は、製品の成分表示を明確にし、消費者が安心して製品を利用できるようにしている。森永乳業は、これからも消費者の健康を第一とし、安全でおいしい製品を提供してまわりたいと考えている。

44.10.19 第4

14年後も後遺症

調査した八割に異常

阪天が追跡 歩けぬ中学生も

森永粉ミルク中毒

【東京19日電】森永粉ミルク中毒の患者の追跡調査が、14年経った今も続いている。東京府立小児科病院の調査によると、調査した患者の八割に異常が認められた。また、歩けぬ中学生もいるという。森永粉ミルク中毒は、昭和44年10月に初めて報告された。患者は、顔色が悪くなり、疲れやすい、目立つ知恵遅れなどの症状を呈している。森永乳業は、この患者たちの健康を心配し、調査を開始した。その結果、森永粉ミルクの製造工程に問題があることが明らかになった。森永乳業は、この問題を解決するために、製造工程を変更し、安全性を確保している。また、この患者たちの健康を回復させるために、森永乳業は、治療費を無料にしている。森永乳業は、この患者たちの健康を第一とし、誠実に対応している。森永粉ミルクの安全性を確保するために、森永乳業は、厳格な品質管理を行っている。また、消費者の健康を保護するために、森永乳業は、製品の成分表示を明確にし、消費者が安心して製品を利用できるようにしている。森永乳業は、これからも消費者の健康を第一とし、安全でおいしい製品を提供してまわりたいと考えている。

写真2

14年目の訪問

昭和44年9月

森永ミルク中毒事後調査の会

児 童 憲 章

昭和26年5月5日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また道徳的心情がうちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適当に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不自由な場合に、適当な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

事 実 は 語 る

この冊子で学びとられるものは、昭和30年の森永ひ素ミルク中毒事件後14年間の、被災児とその家族の事実である。考えねばならぬのは、その不幸の根元を根だやしにする方法である。

この仕事は、事件後の継続観察に無計画だった衛生学者の怠慢とその反省への努力の結果にもとづく、私の発意を支持された保健婦、養護教諭、医学生の、良心的、自発的、自主的協力作業の収獲である。無辜の被害者がこれまで十数年間苦しんだ悲憤への共感であり、同情であり、再びくりかえしてはならぬ社会悪の告発であり、忠告である。

調査の会代表

大阪大学医学部衛生学教授

丸 山 博

14年目の訪問

歩くことはおろか、ひとりでは立つことも座ることも出来ない13才の重度障害児が、乳児期に森永のひ素ミルクを飲んでいることがわかったとき、「ひよっとしたら、ほかにも？」と思って歩きはじめたのは、去年の秋のことでした。それが、この訪問の発端です。

14年前の夏、森永が、こともあろうに、乳児用のミルクにひ素のはいった製品を出したため、1万何千人もの乳児が中毒し、100人以上もの子たちが「死亡した」ということは、世間一般の人びとから「もう、すんだこと」のように忘れられようとしています。しかし、はたして、それは「もうすんだこと」なのでしょいか？ とんでもありません。その事実をここに報告します。そしてまた、この事実をよそに、14年間、森永も関係官庁もこの子たちのために、何ひとつ、音沙汰さえもしなかったということも。それに、このたびの訪問は、文字通り、「14年目の訪問」になったのですが、この訪問が、それぞれの職務をもつ私たちの「自主的な行動」としてしか行なえなかったのもそれ故です。私たちは、そのすべてが「企業の利益優先」と無関係ではないと思います。でなければ、全く同じ種類の非道なことが、第一第二の水俣病で、農薬で、そしてカネミのライス・オイルで、こうまでくりかえされるのは、いったい何故でしょうか？

力とっては、めいめいのペンションの財布と足しかない私たちが訪ね得たのは、ごらんの通りわずか68人の方々にすぎません。でも、何かの理由でとくに選んだわけでもないこの68人の方々が身をもって示している事実、そして、性コリもなく今もくりかえされている「事件」、この事実は、誰が私どもの生命をそこない、誰が守るのかを如実に示していると思います。それは、被害者だけの問題でなく、私たちみんなの問題であり、私たち一人一人の問題ではないでしょうか。

目 次 に か え て

ケース版	ページ
1 翌年に繰り返えされた事故。.....	6
2 森永という大企業に、小さな金で泣きねいりさせられた。.....	8
3 事件をおこしたあとは、会社側も慎重にミルクをつくるだろう。.....	9
4 なんとか精密検査をしてほしい。.....	10
5 今もなお、ひどい耳だれがつづいています。.....	12
6 どこととっても悪くないのに、普通よりおくらしている。.....	13
7 森永を一生うらみます。.....	15
8 交渉中、勤務先の方に圧力がかかってきた。.....	16
9 松葉杖がないと立てない子。.....	17
10 14年たっても、当時の医者態度を忘れられない母。.....	19
11 ミルクを吐きつづけた無言の抵抗。.....	20
12 病気になる赤ん坊が悪いのか。.....	22
13 赤ちゃんの粉乳に毒が入っているなんて、全くおそろしい。.....	24
14 せめて、1年に1回でも精密検査があると安心します。.....	25
15 ちえおくれはどこからきたのか。.....	26
16 主婦は団結して——。.....	28
17 もって世間に訴えたかった——1週間のみの報道.....	29
18 風呂に入ると、背中いっぱい赤い斑点ができる。.....	30
19 大変あきっぱい性質が気になります。.....	31
20 次の子は、山羊で育てました。.....	32
21 月に1度くらい39度の発熱、人並みについていけない。.....	33
22 無償で精密検査を——。.....	35
23 どことなく、ひよわな子。.....	36
24 たび重なる病気、小学時、体育はすべて休んだ。.....	37
25 体が弱いので、森永に雇ってもらいたい。.....	38
26 最近、両足にも米粒大の斑点があらわれるようになった。.....	39
27 14年間、会社から何の問合せもなかった。.....	40
28 原因不明の腹痛をよくおこす。.....	41
29 医療の不信から宗教へ。.....	42
30 学校を休むことはないが、少し落ち着きがない。.....	43
31 普通に話しをしても、反応がにぶい。.....	44
32 この事件を子供には、知らせたくありません。.....	46

33	受診のたびに後遺症をたずねる。	47
34	将来、後遺症はでないでしょうか。	49
35	学校の内申書には必ず書く。	50
36	飲み残しを飲んだ父親の中毒。	52
37	外で買う食品を、いっさい信用しなくなった母。	54
38	べつに訴えなし。	56
39	物を覚えるのに、人の4~5倍かかります。	57
40	現在は元気にしている、変わったことなし。	59
41	毎夏になると、20~30回くらい、できものの手術をする。	60
42	時々、深い放心状態になります。	62
43	スポーツをしても、他の人にくらべ、疲労の回復が遅い。	64
44・45	飲んだミルクの量が少い子。	65
46	ミルクを飲んだ後、氷にかじりついていた。	66
47	耳がきこえにくい。	68
48	この事件がなかったならば……。	69
49	ミルクのためか、心臓が弱く、激しい運動はできない。	70
50	治療費にお金をかけました。嫁入り道具はもたせません。	71
51	最近、やっと元気になりました。	73
52	裏切られた、5人委員会への期待。	74
53	今後、運動がおこれば、ぜひ参加したい。	76
54	やっと、給食のパンを手にとりて食べるようになった。	77
55	この事件以外にも、色々なことがおこっているが——。	80
56	常時、ビタミン剤を服用。	81
57	はてしなく続く不安。	82
58	今考えても、ゾォーとします。	84
59	双生児のうち、1人だけのみました。	85
60	毎日毎日、治るだろうかと心配しました。	86
61	ミルクでえらい目に合いましたが——。	87
62	耳が少し遠いように思うが、正式に検査をしたことがない。	88
63	当時から、現在までの経過について、言いたいことが多くある。	89
64	身体が弱く、風邪を引きやすい。	91
65	今は就職しています。	93
66	当時は大変でした。	94
67	今も黒斑が残っている。体内にひ素が残っているのでは——。	95
68	家庭の主婦、耳だれ、首の周囲が黒くなる。	96

(1) 当時の状況

妊娠中変りなし、満期安産、生下時体重3.300g、3人中の第2子、黄疸（新生児）ふつり、両親とも血液型O型、血族結婚ではない。

母親は、前年肺結核の治療を受けていたので、母乳はいっさい与えず、「30年にあんな大事故をおこしているのだから、2度とあんなことはあるまい。かえって他社より大丈夫なのではないか」と父親にいて、わざわざ森永を指定して、問屋より、半ダース毎まとめて買ってきてもらった。

昭和31年6月（生後3カ月）頃より吐乳しはじめ、3週間後に全身に斑点が出てきた。その頃、40℃以上の熱があがったり、さがったりかなり長くつづいた。

発病1カ月後、かかりつけのY医師に「肝臓が2横指腫れている。ひ素中毒にまちがないので、県立病院に行ってくれ」といわれた。

翌日、県立病院で受診したが、このときすでに、2人の子どもが同じ症状で入院していた。県立病院では多くの医師が子どもをモデルにして、写真をとるのが不愉快だったので、市民病院に転院した。昭和31年7月より10月まで、約4カ月入院した。

生後3カ月で首がすわった。おすわりもしていた(?)。

森永のしたこと、発病時入院料および雑費として10万円。この時「万一、異常があったときは、補償をしてください」と申し入れたが、森永は「昨年（昭和30年）の打撃の上に、今年またこれを公にすると、森永はつぶれるから、だまっていたほしい」と約束させられた。（医師からも同様の約束をさせられた。）

(2) 現在に至るまでの状況

昭和32年12月頃（満1年9カ月）右目がひきつるように思え、右手が曲ってきた。そのため毎日自宅で、マッサージ（1回300円）を5年間つづけた。病名は脳性麻痺と診断された。以後、33年、35年、42年に右手首と下肢の手術をうけた。42年の手術でやっと手が少し真直になってきた。

右眼球振盪あり、視力、右0.025、左0.1、県立病院で乱視弱視であるといわれた。右難聴あり。軽度言語障害あり。

知能は、あまりおぐれていないように思う。

(3) 家族の感想

小さいときから、絵が大へんうまかったが、写生をするとき、あまり目を近づ

けるので、おかしいとわかった。もう少し視力があつたらと思う。

被災当時、近所のY医師に「森永会社が口止めに来た。私のところまでお中元を持ってくるくらいだから、あきらめなさい」といわれた。

31年当時、市民病院に入院しているとき、森永、医師相方より「森永は、日本の酪農の1/3をもっている。昨年（昭和30年）の打撃の上に、これを公にするとさらに打撃をうける。日本の零細酪農を倒すことになるから、発表するのを止めてくれ」といわれたので、示談書に判を押した。

まさか後遺症が出るとは思っていなかった。

2～3年程前、（昭和40～41年頃）個人で森永社長宛に抗議をしたところ、「後遺症があるなど、誰もいってこない」と返事がきた。

本当に残念で仕方がない。もう一度、森永に行っているいろいろ言いたい。せめて、将来の保障だけはしてほしい。あきらめきれない気持である。

(4) 訪問者の感想

昭和30年の大事故のあと、翌年に同じような事故があったということは、どういうことだろうか。それも1人だけでなく、何人か同じ人がいる。

森永が入院費・医療費をもったのだから、中毒とみとめたことはまちがいない。本児は右半身痙直性マヒがあるようで、ちょうど中等度脳性マヒ児という感じだった。将来の事を考えると、本当に大変なことだと思った。

訪問は、暮もおしせまった12月28日、自宅から片道2時間かかる道のりだった。しかし忙しい中をところよく応待され、熱心に日暮れまで話をされた。

(1) 当時の状況

生下時体重850匁(約3.157g)安産

母乳で育てながら、人工栄養(混合栄養)。症状として、からだ黒く、斑点状でお腹が腫れてくる。からだ全体におできができ、膿がでる。ミルクを飲ませてもすぐ吐き出してしまふ。そのような症状がでてきたので、近くの医院受診。そのうち森永ひ素ミルクが新聞に報道されたので、今宮市民病院に通院した。

森永のしたこと、通院費のみ。

被災者同盟については何も知らない。

(2) 現在に至るまでの状況

現在は人にくらべて、あまりかわったことはないが、当時のおできのあとの斑点がからだ全体にあり、頭にもたくさんある。学校では丸坊主と決められているのに髪を少しのばしたままにしている。その他胃腸が悪く、疲れやすく、根気がない。

(3) 家族の感想

森永という大企業に、小さな金で泣きね入りさせられたと思う。

(4) 訪問者の感想

家が薬局なので、小さい時、栄養剤をよくのませていたようであるが、今は元気に学校へ通っている。

第2部

“14年目の訪問”にとり組んで

第2部 目次

14年目の訪問を終えて	保健婦有志「はばたけ」	106
〔初出「保健婦雑誌」第26巻第4号 1970（昭和45）年4月〕		
森永砒素ミルク中毒症追跡調査について	中川米造・飯淵康雄	112
〔初出「医学のあゆみ」第74巻第1号 1970（昭和45）年7月〕		
森永砒素ミルク中毒事件被災児のその後		
—医学生の実習報告を主体として—		155
〔初出「日本医事新報ジュニア版」第101号 1971（昭和46）年4月〕		
住民とともに歩む一つの姿勢 —“14年目の訪問”をめぐる—		
.....	森永ミルク中毒事後調査の会	
〔初出「保健婦雑誌」第28巻第4号 1972（昭和47）年4月〕		
生まれたときのからだを返せ（口絵写真）		119
砒素ミルク患児との出会いと訪問の動機		124
はばたけの取組		128
自主的な取組を始める前に私たちに恐れさせたものは何か		133
“14年目の訪問”を行って私にわかってきたこと		139
事後調査の会の現状と問題点		141
〔“14年目の訪問”に学ぶ〕		
“14年目の訪問”活動のその後	小谷 玲子	127
“14年目の訪問”で教えられたこと	清水 弘子	142
〔保健婦に望む〕		
今後の活動に対する“守る会”の要望	細川 一真	134
はばたけ！	まるやまひろし	145
一市民として、一労働者として	浦田 直美	146
その保健婦活動の基礎と自治体労働組合	富家 孝	148

不死鳥としてはばたく保健婦 —財団法人ひかり協会ができるまでの歩み—

〔初出「保健婦雑誌」第30巻第9・10号 1974（昭和49）年10月〕

守る会の運動経過	稲村 晃江	151
被害者とともに歩み続けて	松尾 禮子	156
森永ミルク中毒追跡調査に学んで	大塚 睦子	167
事後調査の会の取組み	稲村 晃江	178
交流を通じて思うこと	小池まき子	154
保健婦さん、お願い	寒川 利朗	158
近頃思うこと	太田 明子	162
“文化祭”にも意欲的に	野坂 忍	170
尼崎からの報告	大岸弘子・遠山きよみ	174
精密検診参加とひかり協会への協力	金沢 彰	180
森永砒素ミルク中毒事件関係年表		186

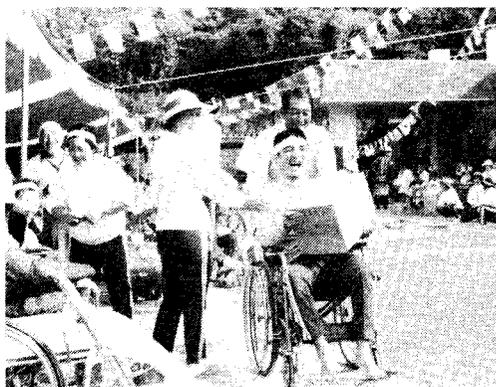


写真3

14年目の訪問を終えて

保健婦有志「はばたけ」

(代表 斎藤 恭子)

はじめに

私達は大阪府と大阪市にある2つの保健婦学校在学中から、同じ道に学ぶ者として、相互の親睦と向上をはかるため「はばたけ」と呼ぶ自主的交流会をつくり、卒業後も交流をしていた。第2回総会（昭和43年11月）の時のことである。就職して2年目といえば、職場にも馴れてきたところであるが、毎日くり返している仕事はこのままでいいだろうか、上から言われたことはちゃんとやっているはずなのに何か満たされないものがある。なぜだろうかと、自問することがしばしばあるとの声があちこちからだされた。

仕事がおもしろくない、疑問なことが一杯でいららするというものもあった。ある保健婦の某日の仕事を例にとると、結核患者が登録され、管理カードを持って家庭訪問した。その時の内容は、「お宅の家族は何名ですか。勤労場所を教えてください。既往症はありませんか」……と喋りまくる。そして「治療を中断しないように、主治医の先生のいうことをよく聞くのですよ、家族の方もレントゲンを撮りなさいよ」と、指導をして帰ってくる。このような一方的な、「なにになしなさい」という指導でいいのだろうか、いったい保健指導とはどうすることをいうのか、仕事がおもしろくない原因は何なのか、などと、議論がわいたのですが、解決の糸口はみつからなかった。その時講演をお願いした先生は「衛生という言葉の示すものは、生を守ることであり、また看護とは人間の基本的要求をみたすものであるならば、看護学の概念は実践でなければならないと思

う。現場で学習ができなければ、どこに行ってもだめだよ。たとえ失敗しても、失敗を無駄にしない努力がいるんだ。努力というのは、継続的で科学的考察をとともなうものなんだから、自分達の日常の活動の中からあなた達の求めるものが得られるんじゃないですか、その気になれば取り組むべき仕事は身近かにいくらでもころがっていますよ。学習の方法を考えなおす必要があると思いませんねえ。たとえば14年前に森永ミルクを飲んだ乳児がその後どうしているか考えたことがありますか」と話された。

この時私達は、14年前の森永粉ミルク中毒事件がどのように終結したのか、全く知らなかったし、かすかに脳裡に残っている14年前の出来事と私達が今悩んでいることと関連性を理解することは困難であった。

私達が日常保健指導を行なうにあたり、健康をどうとらえ、どのように観察してきたであろうか、その場、その場の現象として、断片的に観察するのでなく、過去から現在へ、現在から未来へと、継続して、その人個人だけでなく、その人を取りまく環境をも含めて、健康を観察しなければならない。とすると14年前の森永ミルク中毒事件の被災児に対して、当然なすべきことを怠っていたことになる。14年間の被災児達とその家族の生活史を知らないで、その人に一番あった保健指導はできない。まず年間の生活史を知る事が必要なのだ、皆の意見は初めて一致した。

そこで、事実を知るための家庭訪問を始める前に、職場の上司や先輩に、このことについて相談したところ、たとえ訪問しても被災者達に何もで

きない現状であり、立場上許可することはできないが、あなた達が個人的にやるのであれば自由であるという意見であった。実際のところ、保健所や学校のおかれている立場は、日常業務として取り組むことが、いかにも困難である。どうすればいいのか、具体的行動を起こせないまま6カ月間が過ぎた。その間数回の会合を持ち、手もとの資料から、事件の経過を学んだ。

14年前の被災児達は現在中学3年に在学中のものがほとんどである。昭和45年3月には義務教育を終了するので、卒業し進学、就職と個々の道を進むようになれば、訪問の唯一の手がかりとなる学籍簿を失ない消息を知ることができなくなると考えられた。現在健康な生活を営んでいるのであればそれでよし、不健康な状態におかれているならその実情を知る必要があった。

訪問経過

訪問は44年5月から始めた。しかし先にのべたような職場の事情で訪問を始め、冊子の作製、研究会への参加、20数回の検討会はすべて時間外にしなければならなかった。この点は今後の取り組みで考えねばならない問題の一つであった。

○月○日(日曜日)午後、○○宅訪問

訪問の意図を伝えると格子戸のむこうから、迷惑そうな態度で……「うちの子は元気にしていますから……。」といいながらも、こちらの問いに不承不承答えてくれた母親や初対面にもかかわらず、

袖を引くようにして招き入れ、「よく訪ねてくれました。14年間というもの、子供とどんなに苦しんできたことか、まあ聞いて下さい……。」と、息込んで話す両親。「今までこの子のために、ずいぶん金と時間を使いました。効くという薬はすべて買い、いいと聞く医者には、どこまでもたずねました。しかし、いっこうに良くならないんですよ。」今も湿疹の治療を続けている娘をみながら、母親はなおも語り続ける。「こんなことになったのは運が悪かったのだと、諦めようとはするのですが、他にもこんなに苦しんでいる人があるのでしょうか。」と今まで医者に行っても、砒素ミルクを飲んだということがわかったと、一言で異常はありませんといって診療もしてもらえなかったなど、過去14年間の苦しみが如実に示された。私達はこの人達の14年間の苦しみをどのように受けとめたいのかもわからず、ただ身をのり出して聞くのみであった。

68例の訪問のなかで共通している事実は、皮膚が黒い、湿疹がよく出る、視力の減退、耳が聞こえにくい、疲れやすく根気がない、風邪をひきやすい、兄弟と比べるとどこことなく元気がない、体格も小さい、学校の成績がよくないという者が多かった。

被災児の親達は「自分達の目の黒い間は、子供のめんどうもみてやれますが、自分達がいなくなったら、一体だれがこの子たちの世話をしてくれるのでしょうか、そたを思うと必配で夜もろくろ

■森永ミルク事件の経過

- S 30. 6. ~ 岡山を中心に、中国、四国、近畿一円の人工栄養児(生後2カ月~2年ぐらい)に奇病検出
30. 8. 20 山陽新聞(岡山)に「人工栄養児に奇病/一原子病に似た症状、岡山県下に多数発生」と報道される。
30. 8. 24 分析中の森永ドライミルク(MF)より多量の砒素検出、岡山県衛生部の報告により、厚生省は同日、製品の同日販売停止、工場閉鎖を指令、患者の発見治療、製品検出を全国に指令。
30. 8. 25 森永、各新聞に“原

- 因判明次第全力をあげ、誠意をもって善所する”“ベータ(乳糖入)ドライミルクは心配ありません”と大広告掲載
30. 9. 18 森永ミルク被災者同盟全国協議会結成
30. 12. 15 厚生省の依頼により5人委員会“森永粉乳中毒事件の補償等に関する意見書”発表
31. 4. 13 多くの不満を残しながら、被災者同盟と森永の交渉妥結案成立
31. 4. 23 全国被災者同盟解散。岡山の同盟加盟者の52名対森永民事訴訟を起こす。
31. 6現在 厚生省調べによると

- 全国で12,131名の患者と130名の死亡者を出した。
31. 6~9 厚生省公衆衛生局長通達(31. 3. 26)に従い全国一斉精密検診行なわれる。
38. 第1審徳島地裁判決“食品管理上問題があったとは思えない”として“森永無罪”
第2審高松高裁判決“薬剤を使用する際に適切な科学検査をしていないことがうかがわれるが、過失責任がないとした判決には事実誤認の疑いがある”として、“差戻し”
第3審“上告棄却”“高松高裁に従い、徳島地裁で再審こと”

く眠れません。これが砒毒中毒ではないという証明はどこにもありませんし、いつ後遺症が出てくるかわかりません。せめて年に1回でも、精密検診をやって欲しいのです。」と心配そうな表情で訴える。

事例1) 中学2年, 男子,

妊娠中は異常なく経過, 満期産, 出産直後より母乳分泌が悪く森永粉ミルクを使用。生後6カ月頃37~40度の発熱が続き, それから数日後, 皮膚は黒褐色を呈し, 腋下, 下腿内側に蛇のシマ様の斑点が出てきた。ラジオで事件を知り, 受診した結果, 砒素中毒と診断された。生後2カ月過ぎには首がすわり, 6カ月頃にはガラガラを手に持って振っていたが, 満1歳頃になって様子がおかしいので阪大で受診したところ, 砒素はなくなっているが, 後遺症で脳性マヒですと診断された。かかりつけの小児科医に相談すると「死なな治らん, 味の素でもなめさせておきなはれ」と言われ憤慨した。その後森の宮の肢体不自由児協会に入会, さらに寝屋川の若竹園に3年間毎月1回通園, 父親が被災児を背負い, 母親は弟を背負って, 2人分のオシメを持って行った。満3歳になってやっと, 「ウマウマ, お母ちゃん, おしっこ」が言えるようになった。パンを自分の手に持って食べられるようになったのは, 小学校1年になってからである。

事件当時, 森永から補償金5000円とお見舞として, マンナ2缶, それに5人委員会の意見書が渡された。その後あまりにも障害が重いので, その都市, 2000円, 5000円と計12,000円見舞金ももらった。次のような文面で個人的に森永に陳情した。

- ①今後の医療費はすべて森永が負担すること。
- ②子供の将来の保証をすること。

しかし森永の回答は

- ①5人委員会で結論は出ており, もうこの問題については解決しているので承知してほしい。
- ②脳性麻痺は, 砒素によるものとは思えない。したがってこれ以上補償はできないということであった。

現在14歳の本児は, 重度脳性麻痺のため, 起立, 歩行書写, 排泄, 更衣等の日常動作はほとんどできず, 加えて言語障害と知能障害を持っている。また家業は零細企業のため, 本児につきそって登校する者がなく欠席が多い。兄弟の結婚の時には, 弟の脳性麻痺が遺伝ではないという証拠に, 赤茶けてボロボロになった5人委員会の意見書を大切に保存しているという。「子供をこんな体にして, 家族を不幸のどん底に落とし入れ, 死ぬほどの苦しみを味わわせておきながら, 大資本家は放っておく気なのでしょうか」と強い怒りをこめて訴えた。

事例2) 中学3年, 女子,

S. 29. 10. 1 生まれ

満期産, 異常なく経過, 生後2カ月頃より人工栄養(森永ミルク)に変更, その後2~3カ月して授乳後よく吐乳するようになり, 日増しにひどくなった。母乳はまったく出ず, 祈るような気持で, ミルクの温度を加減して飲ませたけれども吐乳は続いた。それから数日後, 顔, 頸に湿疹ができ, そのあとはシミのような色素沈着になった。顔部には面疔ができ数回となく排膿した。8カ月目の夏になって氷をみると眼の色をかえ, わしづかみにして口に頬ばった。家族はなんと氷の好きな子だろうとしか考えなかった。扁桃腺を摘るまで(小学5年)は風邪をよくひき, 2回も中耳炎に罹った。現在もしばしば頭がカーッとなり発熱するため, シノミンを常備している。家業は駄菓子屋であるが森永の製品は一さい置かないことにしている。この娘が元気で嫁ぐ日まで事件のことは忘れられません。」と話していた。

事例3) 中学3年生, 男子

S30. 2. 9 生まれ,

満期産にて異常なく経過, 生後2カ月頃より家業の都合により人工栄養(森永ミルク)に切り替えた。生後3カ月頃から下痢, 嘔吐が激しく40度前後発熱した。近くの開業医に受診したところ消化不良と診断され通院治療す。けれどもいっこうに経過はよくならなかった。昭和30年8月砒素ミルク中毒事件の報道をみて空カンをもって保健所へ行ったところ病院を紹介され, そこで砒素ミルク中毒と診断され1カ月間入院した。退院後から今もなお皮膚にどす黒い色素沈着がはっきりと残っている。6歳の時小児結核に罹ったが, 現在は年に1~2回風邪をひく程度, 体育が好きでサッカー一部で活躍している。ただ1つ母親の気になることは, ほかの兄弟と比べ集中力がなく, 何となく疲れやすく, 根気がないことである。せめて年に1回の検診でもあれば, 安心できるのですがと話していた。

報告およびその波紋

以上これらの訪問は, 1万数千人の被災児のごく一部にすぎないが, かくも共通した多くの不健康な事実が存在する以上, 14年前の事件がけっして終わっていないということを再確認せざるを得なかった。

68名の訪問を終了したのは, 44年7月上旬であった。私達の知り得たこの事実を被災児とその家族に返し, これが何かの役に立てばと考え, また私達自身は, この訪問から得た体験を日常業務の

なかにどのように生かしていくか、その手がかりの1つとして作ったものが冊子「14年目の訪問」である。

事実を知った者として、この問題から14年間回避してきた医療従事者の今後の方向づけとして、1人でも多くの人に事実を知らせる必要があると考え、その機会を待っていた。

まず自治体に働く仲間には、地方自治研究会第12回全国集会保健分散会（44年6月12日、於富山市）で訪問した事例を中心に、最近頻発する食品公害がもたらす、健康破壊の実態を報告し、問題を提起した。この時助言者は「このミルク事件について、企業は完全な償いをしていない、その科学的究明についても、科学自体が真に住民の立場になっているかどうか疑わしい。また公害が資本の利潤追求のために起こる自然破壊である限り、資本に対抗するには大衆の力を結合して対処しなければ問題は解決できない。これらのどれにも対処できなければ、保健所は不要である。大衆の窓口は保健所である、ゆえに責任は非常に重大である。」と結ばれた。

つづいて、社会医学研究会（44年7月27日、於名古屋市）で報告し、医療および公衆衛生従事者へ問題を投げかけた。同じ日大阪では、大阪母親大会、食べものの分科会で、この事実を報告、児の母である中学校の教師が、「自分は直接担当しなかったが、難聴のため学業成績が悪い生徒がいた。その生徒が特殊学級に入れられたのを苦にして自殺した。聞くところによると、その生徒は森永ミルク中毒にかかっていたことがあったと記憶している。」と話した。

いっぽう医療陣の間では、阪大でこの問題を取りあげ、臨床医学と社会医学の共同課題として討議し、民族学会でも、学者や学会の方向づけの参考として報告された。

養護教諭は地区教育研究集会において、知育偏重、健康教育軽視の現状の問題点と照らしつつ、この訪問の事実を報告し、健康のとらえ方について問題を提起した。

これまでのごく一部の人々に対してのみの報告であったが、2、3の報道関係者から、この訪問結果の発表を要請されていた。しかし報道に対す

る被災者達の意見を十分知る事ができていない時、被災者のなかには訪問すら嫌がる人もあり、はたして報道をどのように受けとるであろうか、報道陣はわれわれに対して誰が訪問したのかと、質問するかも知れない。〇〇保健所〇〇保健婦と発表され後はどうなるのか、発表の時期が早いのではないかと憂慮しつつも再三の強い発表要請があったため44年10月19日全国新聞紙上の報道となった。

「森永ドライミルク事件、14年目なお苦しみ続く」、「この子らを誰れが救う」「心配が現実に」「8割が症状訴え」「やっぱりあった、後遺症」「忘れられた患者他にも」。

それから後10月30日、第27回日本公衆衛生学会第5分科会にて、阪大衛生学教室から発表、大きな反響を呼んだ。事件当時、検診と治療に当たった、阪大小児科西沢名誉教授は当時の医療の実態をごく簡単に述べた後、「脳性小児マヒはほとんどが先天性因子によるものであり、砒素は脳には移行しない。したがって砒素中毒との関連性を求めることは困難である。さらにこれほど重大な調査に臨床家が1人も参加していないのは遺憾である。」と反論した。これに対し、岡山の同仁病院遠追医師は、昭和42年3月から9月に行なった岡山県下の被災児35人（男21人、女14人）の精密検診結果をスライドに示し、肝腫8人、極度の発育不良10人、筋、神経学的所見異常5人、視力障害（1側0.5以下）6人、皮膚の白斑、色素沈着3人、頭髮脱毛の著明なもの1人、知能指数50以下5人、尿蛋白（+）なもの50%以上であったと発表し、さらに具体的に2事例を報告、砒素ミルクとこれらの事実の因果関係を証明することは困難であるが、正常でないのは事実であり、早期に集団的精密検診を行ない、さらに治療へと十分な健康管理をする必要があると強調した。

大森氏（当時岡山県衛生部長）は「事件当時、食中毒として届出、行政上の措置を構じた責任者であるが、手落ちがなかったとは言い切れない。被災者援護の不徹底をなくすため、今後徹底的な医学的究明を要望する。岡山県衛生部に保存している当時の関係書類は責任をもって提出する。」と発言、議論はさらに延長して行なわれるものと

様である。

(2) 救済事業の今後の課題

乳児の主食であるミルクにひ素化合物が混入し慢性中毒を起こした例はなく、今後どんな形で出現するかは予想ができない。成長期の発育の遅れをある程度とりもどすことはあり得ても、成人病発生の年代に入り、その影響の有無は最も心配することである。また三者会談当時考えられなかった問題もありうる。協会は疫学調査に期待を持っているが、被害者の健康状況の推移は今後の救済事業にとって重要な課題といえる。

一方、障害を有する被害者にとっては、親なきあとの対策が残っている。この問題は障害者共通の課題であるが、被害者救済を目的としている協会事業の立場からすれば、なお残された課題である。

(3) 公的制度の改悪と行政協力

一法人が行なう総合的な施策を必要とする協会事業にとって行政協力と公的制度の活用は今後ますます重要となってくる。三者会談でいう行政協力は一般的な行政措置に終わるものではない。この事件に対する国の責任としての行政協力として理解する。

協会発足以来、厚生省の窓口化を通じこの面では多くの成果を挙げてきた。心配されるのは最近救済事業に影響をもつ公的制度の改悪が次々と進行していることである。とくに医療保障水準の低下、自己負担の増加は健康被害である森永事件の救済事業にとって、その及ぼすところ甚大である。公的制度の改悪は直接協会事業への負担増に連動する面と、制度改悪が現場の行政機関の協力体制をより困難にする面とがある。

「三者会談方式」は裁判判決による確認書でない。協会事業は三者会談の精神により因果関係を問わずすべての疾病を救済の対象にしている。今後三者会談当時予測もつかなかった問題が生じ公的制度の後退が重なる中でどう解決するか事業面の一つの課題である。

(4) 安定した救済資金の確保

三者会談確認書及びこれに基づく契約書は、森永乳業は、すべての対策は協会理事会判断決定に従うこと、協会理事会が作成した予算書に従い負担することを定めている。現状では昭和49年度348,955千円で出発した予算は昭和62年度で1,246,749千円に達し約3.6倍に、累計で約120億円である。会社経営は生きものである。必要な救済資金は最優先すべきであるが現実には財源は無限ではない。企業努力は当然としても日本経済の変動による影響も避けがたい。親の高齢化がすすむ中、安定した救済資金の確保を求める声も少なくないのも当然である。残された大きな課題である。

あ と が き

手がきでガリ版刷りの「14年目の訪問」を、印刷製本にして遺すようにしては、との意図のもと、事例のひとつひとつを再検討し、校正をしたのは、もう15年も前のことでした。おりから世は、大気汚染による被害、鉱害、薬害、光化学スモッグ、BHC、カネミ油症事件と、公害の真っ只中で、まさに公害列島になっていきました。

「14年目の訪問」は、そのような状況を転換し、国民の生命と健康を守る歴史を拓くものとして注目を浴びました。この歴史的な記録を製本して遺しておくことは、当然必要なことでした。

訪問当時、22歳～24歳であった保健婦たちは、仕事と家庭を両立させつつ、可能な限り各々の分野で、守る会や被害者の会の支援に盡くし、実践力を身につけていきました。訪問担当をした保健婦の多くは、職場の中堅幹部となり後輩を育てる立場となりました。そして初めて、後輩たちに伝えていく実践の核心に、この「14年目の訪問」があることを再確認したのでした。

このことが、刊行を再び検討する大きなきっかけともなりました。

まったく幸せなことに、10年前、一度は刊行の運びに七分どおりこぎつけ部分的に印刷まですませて、つづく原稿を待っていて下さった北川印刷の北川敏雄様が貴重な原稿がバラバラになってはけないと、そのまま大切に保存して下さっていたことを知ったとき、利害をこえて「14年目の訪問」を守り通して下さった正義の味方がここにもあったと、一同感激したのでした。ここに心から感謝とお礼を申しあげさせていただきます。

私たちにとっても、被害者にとっても、はたまた日本の公衆衛生行政にとっても、終生忘れ得ぬ大きな影響を与えられた丸山博先生も、あの弱々しいお体で78歳の高齢となりました。しかし、今もなお、私たちと終始お付き合いくださり、再開事後調査の会にも、足を運んでいただいて、相変わらず他で得られぬ示唆を与えられ、何とも幸せな限りです。

なお、出版準備の中心でありました稲村晃江さんは、昭和50年のインド行きがきっかけになって、アーユルヴェーダ大学薬学部教授、H・シャルマ氏と結婚、52年渡印しアーユルヴェーダ（インド古典医学）医師資格をとって、59年帰国し、現在は滞印中。

大塚睦子、松尾禮子は、森永裁判の証人として守る会を支援し、ひきつづきひかり協会の救済対策委員や教育福祉委員として現在も、救済事業にかかわっています。また、研究者として調査に参加した浦田直美先生も、ひきつづきひかり協会京都事務所の救済対策委

員長として活動、現在に至っています。

最後に、公衆衛生の研究者、従事者の立場から榎木文行さんや、若い保健婦の仲間の協力もえたこと、そして末筆になりましたが、せせらぎ出版山崎亮一様の多大な援助を頂いて、ようやく出版の運びにこぎつけることができたことを記して、お礼にかえさせていただきます。

刊行世話人	稲村 晃江	富家 禎子
	太田 明子	榎木 房子
	大塚 睦子	松尾 禮子
	中尾 知恵子	渡辺 恭子

復刻版14年目の訪問—森永ひ素ミルク中毒追跡調査の記録—

1988年6月3日 発行 ©

定価 1200円

森永ミルク中毒事後調査の会

編 集

大塚 睦子
〒665 宝塚市仁川高丸3-17-7 ☎0798-52-5143

松尾 禮子
〒661 尼崎市塚口本町7-2-24 ☎06-422-7236

富家 孝
〒630-02 生駒市倭口町1275-4 ☎07437-4-2969

せせらぎ出版

発 行

〒530 大阪市北区天満4-5-9 奥野ビル303

電話 06-357-6916

郵便振替 大阪5-319527

ISBN4-915655-16-4

ISBN4-915655-16-4 C0047 ¥1200E



もっと読む

●電子本（PDF版、税込840円）を購入する

※紙の本は品切れでご購入いただくことができません